

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

◇告 示 目 次

- 計量器定期検査の実施
- 遊魚規則の変更の認可
- 土地改良事業の認可
- 土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第四百八十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
七月 五日	午前十時から 午後三時三十分まで	米子市	住吉公民館
〃 六日	〃	〃	彦名公民館
〃 七日	〃	〃	崎津公民館
〃 八日	〃	〃	大篠津公民館
〃 九日	〃	〃	和田公民館
〃 十二日	〃	〃	富益公民館
〃 十三日	〃	〃	夜見公民館

鳥取県告示第四百八十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

日野郡溝口町字溝口二〇九番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

三 認可に係る変更の内容

遊漁規則第七条第一項の表中

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
第一条に掲げる魚種	手釣、手押、竿釣、たも網及び投網	一日	県内 二〇〇円
			県外 三〇〇円
		一年	地区内 五〇〇円
			地区外 七〇〇円
			県外 一、五〇〇円

を

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
第一条に掲げる魚種	手釣、手押、竿釣、たも網及び投網	一日	県内 一、〇〇〇円
			県外 二、五〇〇円
		一年	（手釣、手押又は竿釣のみ）は八〇〇円、（たも網のみ）は八〇〇円、（投網のみ）は八〇〇円、（たも網又は投網のみ）は八〇〇円

に改める。

遊漁規則第七条第二項の表中

小学三年以上の小学生及び七十才以上のもの	一〇〇円
中学生	二〇〇円
高校生	三〇〇円
県内身体障害者	二五〇円

を

遊漁規則第七条第三項の表中

小学三年以上の小学生及び七十才以上のもの	二〇〇円
中学生	三〇〇円
高校生	五〇〇円
身体障害者	四〇〇円

に改める。

遊漁の内容	特別遊漁料
第一条に掲げる魚種	二、〇〇〇円
川舟	一、〇〇〇円
流網、こい張網、地曳網	五〇〇円
いかだ（これに関するものを含む）	三〇〇円
うなぎ釜	三〇〇円
はしなわ	三〇〇円

を

遊 漁 の 内 容	特 別 遊 漁 料
第一条に掲げ る魚種 流網、こい張網、地曳網 川舟 いかだ(これに関する ものを含む) うなぎ釜 はえなわ	二五、〇〇〇円 二、〇〇〇円 一、〇〇〇円 五〇〇円 五〇〇円

に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和四十六年六月四日

鳥取県告示第四百八十九号

大山町長から申請のあつた大山町営土地改良(豊房地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十号

関金町長から申請のあつた関金町営土地改良(鴨ヶ丘地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月

二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十一号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良(笠見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十二号

名和町長から申請のあつた名和町営土地改良(小竹地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十三号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良(八橋地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十四号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(三代寺地区老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十五号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良(徳万地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十六号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(岡益地区老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第

五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十七号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良(法万地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月一日から用途廃止した。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
"	鳥取市松並町二丁目四五一番地先から 四三九ノ二番地先まで	一四三・八〇	道路敷
"	二八二番地先から 二八三ノ一五番地先まで	七四・四〇	水路敷
"	三九三番地先から 三二七番地先まで	五一・〇〇	"

鳥取県告示第四百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月一日から用途廃止した。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	鳥取市田園町四丁目二〇五ノ一番地先から二〇七番地先まで	一三八・四三	水路敷

鳥取県告示第五百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月一日から用途廃止した。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	岩美郡岩美町浦富字馬柱堂二、〇二〇番地先から二、〇二五ノ二番地先まで	五〇・五八	道路敷
" "	" " 九七四ノ七番地先から九七五ノ一番地先まで	一一〇・四八	"
" "	" " 八六七ノ二番地先から九七五ノ一番地先まで	一〇三・八〇	"

鳥取県告示第五百一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月一日から用途廃止

した。

昭和四十六年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	岩美郡福部村大字細川字上亀井六七六ノ二三番地	三三・三九	水路敷
" "	六七六ノ二〇番地先	一一・五一	"